

要 望 書

大阪市里親会



令和7年1月15日

大阪市子ども青少年局

局長 佐藤充子殿

大阪市里親会

会長 梅原啓次

こどもの社会的養育推進事業要望書

1 里親支援センターとの連携について

- (1) 里親支援センターと里親（里親会）が児童の最善の利益のため、里親支援のため連携していく仕組みを確立。
- (2) 里親支援センターと里親会の合同会議（年1～2回）を設置し、児童・里親のニーズにあった運営がされるよう見直しをおこなう。
- (3) 児童の処遇方針を決する会議で、その後の援助方針に変更がある場合、里親から「こどもの生育状況」、「生活の現状」、「地域社会での他者との関係性」などの情報・意見聴取を行ったのち、児童本人の希望を第一に尊重し決定。

2 安心して委託が受けられるための制度設計

- (1) 医療的支援が必要な児童を養育している里親への手当の増額をしてほしい。
- (2) 養子縁組成立後の里親と児童が、一定期間行政サービスや養育里親と同等の支援が受けられるよう制度改正。
- (3) 現在、放課後等デイサービスの利用は、保護者が申請するため、利用を断念する実態が見受けられる。措置中は、こども相談センターや市の責任において各種の福祉サービスが里親の申請で利用できるようにする。
- (4) 知的障がい・発達障がい・精神疾患等を有するこどもの措置は、各種関係機関との調整に十分な協議を行い、里親と情報の共有ができるようにする。措置後に心理職による養育相談等や、特別支援学校・支援級の利用について心理職等と連携する。また里親支援センターに心理職を配置。
- (5) 里親家庭による一時保護について、一時保護期間中のレスパイトケア・施設等の利用も原則可能にする。
- (6) こどもの習い事・高校生の塾代・ユース活動への参加費など、公費による支弁。

3 里子の自立に向けた支援の拡充 十分な予算措置と、関係機関への周知、次に掲げる項目について支援の拡充

- (1) 現状に合った自立支援資金の増額。
- (2) 資格取得に対する給付金・支援金の支給。
- (3) 様々な障がいのある里子が、学びなおしやスキル獲得のための事業所、就労移行事業所、就労継続支援事業所等への通所（措置延長の積極活用、自立支援事業への移行）等、こどもの最善の利益に添った運用と支援体制の確立。

4 家庭養護推進のための公費負担の導入

- (1) こども（特に高齢児）の措置にあたっては、制服や学用品等を急いで用意しなければならないケースもある。公費による支弁までの間、相当の金額を立替える必要が生じるため、前払い等により里親家庭の負担が軽減されるようお願いしたい。
- (2) 一時保護、レスパイトケアの引き受け、養育援助、週末里親等への委託料について、最近の物価上昇を踏まえ、単価の引き上げ。
- (3) 里親会は支援機関として位置づけられ、里親は里親会に加入することを求める通知が発出されている。里親会活動の充実と里親会の体制強化は、里親養育の孤立を防ぐとともに、養育スキルの向上に不可欠であり、設置が進む里親支援センターの事業円滑化に資するものは大きい。里親会の体制強化と活動支援のための公費負担

5 施設の高機能化・多機能化の推進

- (1) 施設の高機能化が進まず、里親・ファミリーホームの児童に高齢児が多く、養育も難しくなっている。施設職員の専門性をもって高齢児、養育の難しい児童を養育し、里親・ファミリーホームには低年齢児の児童を措置し、大切な愛着形成を育むことが児童の最善の利益になる。（里親・ファミリーホームでの不調も減少）
- (2) そのために、施設職員の離職を減少させることが急務、その施策を早くに制定していただきたい。